

## **地域再生計画**

### **1 地域再生計画の名称**

多久市まち・ひと・しごと創生推進計画

### **2 地域再生計画の作成主体の名称**

佐賀県多久市

### **3 地域再生計画の区域**

佐賀県多久市の全域

### **4 地域再生計画の目標**

#### **【現状と課題】**

本市の明治時代までの主産業は農業だったが、日本の急速な近代化に伴い需要が増大した石炭の採掘が本市でも盛んとなり、中小炭鉱が市内の各地に開坑した。

石炭の採掘が主産業となったことで、本市の人口も急増し、多久市が誕生した昭和 29（1954）年頃には人口のピークを迎えた。エネルギー革命による石炭需要の急減により、各地の炭鉱は次々と閉鎖され、人口も昭和 35（1960）年の 45,627 人を境に急激に減少した。全ての炭鉱が閉鎖された昭和 47（1972）年以降は、居住環境の整備等により若干の人口増加がみられたものの、昭和 60（1985）年以降再び減少に転じ、年々減少し続けてきた。現在、本市の人口は、平成 27（2015）年 10 月に行われた国勢調査では 19,749 人となっている。また、住民基本台帳によると、令和 2（2020）年は 18,790 人となっている。

本市の自然増減（出生数－死亡数）を見ると、昭和 60（1985）年までは、出生数の方が死亡数より多い「自然増」となっていたが、平成 2（1990）年には死亡数が出生数を上回る「自然減」の時代に入り、令和元年は 197 人の自然減となっている。また、本市の合計特殊出生率の推移を見ると、低下傾向にある。「平成 20（2008）年～平成 24（2012）年」の合計特殊出生率は 1.5 と「平成 15（2003）年～平成 19（2007）年」の 1.44 に比べて上昇しているが、全国平均（1.38）は上

回っているものの、佐賀県平均(1.61)を下回っている状況である。平成28(2016)年においては、1.27となっている。

社会増減(転入数-転出数)については、昭和55(1980)年から平成22(2010)年にかけて、転出数が転入数を上回る「社会減」となっており、令和元年は370人の社会減となっている。

「自然減」と「社会減」の2つの要因により総人口が減少傾向にある。国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計によると、2030年の総人口は15,123人と予測されている。

人口減少及び少子高齢化が進展すると、社会保障を支えていく人口が減少し介護や医療等における対策が必要になるなど社会保障体制への影響や、労働力人口の減少により地域経済を支える人材が不足する事態を招き、経済活力の低下、雇用の減少など地域産業に影響を及ぼすといった課題が生じる。

これらの課題を解決し、人口減少に歯止めをかけるためには、社会移動による人口減少を抑制するとともに、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえ、出生数を増加させる必要があり、また、多久市において今後も活力ある地域社会の維持のため、多久市への新しいひとの流れや安心・安全なまちづくりによる多久市の創生に取り組むことが必要である。

## 【目標】

本市のまちづくりは、平成27年10月に策定した「多久市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、具体的には本市における合計特殊出生率、純移動率の推移を想定し、2060年における本市の人口目標について、13,600人の確保を目指すこととする。

この目標に取り組むに当たり、本計画において、次の事項を基本目標に掲げる。

基本目標1 多久市の資源を活かし、安定した雇用を創出する

基本目標2 多久市の魅力をPRし、新しい人の流れをつくる

基本目標3 多久市の子育て・教育環境を向上し、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

基本目標4 多久市らしい地域づくりを行い、  
安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する

### 【数値目標】

| 5－2の<br>①に掲げ<br>る事業 | KPI                  | 現状値<br>(計画開始時点) | 目標値<br>(2024年度) | 達成に寄与す<br>る地方版総合<br>戦略の基本目<br>標 |
|---------------------|----------------------|-----------------|-----------------|---------------------------------|
| ア                   | 市内における新規雇用数／人        | 0人              | 100人            | 基本目標1                           |
| イ                   | 純移動数／人               | ▲601人           | ▲318人           | 基本目標2                           |
| ウ                   | 合計特殊出生率              | 1.27            | 1.64            | 基本目標3                           |
| エ                   | 多久市に住み続けたい人の割<br>合／% | 59%             | 65%             | 基本目標4                           |

## 5 地域再生を図るために行う事業

### 5－1 全体の概要

5－2のとおり。

### 5－2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【A2007】

#### ① 事業の名称

多久市まち・ひと・しごと創生推進事業

- ア 多久市の資源を活かし、安定した雇用を創出する
- イ 多久市の魅力をPRし、新しい人の流れをつくる
- ウ 多久市の子育て・教育環境を向上し、若い世代の結婚・出産・子育ての

## 希望をかなえる

- エ 多久市らしい地域づくりを行い、  
安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する

### ② 事業の内容

- ア 多久市の資源を活かし、安定した雇用を創出する

多久市から転出する理由としては「就職、転職、転勤」が最も多く、特に若い世代の比率が高い傾向がみられる。このことは、多久市における人口減少の要因ともなっており、これに歯止めをかけるためには、その人口に見合った雇用を確保することが必要である。総人口と労働力人口のバランスを考慮し、本市において雇用を生み出すためには、農業をはじめとする地域産業の競争力の強化や、大都市圏からの本社機能の移転拡充等による企業立地の地方拠点化推進も念頭に置いた企業誘致の推進、また、自然、歴史等を背景とした多久市に現在ある資源、環境等を活かしてスマールビジネスを起こすなど、新たな事業展開や起業も視野に雇用創出の促進に努める。

#### 【具体的な事業】

- ・地域の特性を生かした産業政策
- ・スマールビジネスの起業家育成
- ・企業等のイノベーション活動支援 等

### イ 多久市の魅力をＰＲし、新しい人の流れをつくる

多久市への新しいひとの流れをつくる取り組みとして、まず多久市のことを探るきっかけづくりや多久市の知名度アップを図るためにプロモーション戦略を強化し、積極的に多久市を全国へ売り出していくことが必要である。

多久市の魅力を効果的に伝え、「多久に行ってみたい。住んでみたい。」との動機づけを図るために、多久市への観光・交流の強化など、来訪機会を増やす仕掛けを行うことが重要であり、多くの人が多久市の魅力を知り、体感してもらうことによる多久市のイメージアップと交流人口の増

加に伴う地域の活性化、さらには多久市への移住・定住へと促す。

【具体的な事業】

- ・文教の里、孔子の里としてのPR
- ・移住プロモーション事業
- ・定住奨励金及び地方創生移住支援金制度の利用促進 等

ウ 多久市の子育て・教育環境を向上し、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

結婚・出産・子育ての希望を多くの若年層が持ちながら、その希望がかなっていない状況がみられており、子どもの数においても理想と現実に大きなギャップがみられる。結婚・出産・子育ての希望をかなえるため、雇用の確保に加え、出会いの創出、子育て支援や教育環境の充実など、安心して子どもを育てられる環境づくりや経済的な支援を行う。

【具体的な事業】

- ・子育て支援拠点の形成
- ・子育て支援拠点づくり事業 等

エ 多久市らしい地域づくりを行い、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する

地域の体制強化・人材育成により、地域の実情にあった地域づくりを推進する。

人にやさしい健康・医療・福祉のまちづくりを促進する。

環境にやさしい安心・安全なまちをつくる。

【具体的な事業】

- ・地域の活動拠点の形成
- ・健康づくりの推進 等

※なお、詳細は多久市まち・ひと・しご創生総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】と同じ。

④ 寄附の金額の目安

500,000 千円（2020 年度～2024 年度累計）

**⑤ 事業の評価の方法（P D C A サイクル）**

毎年度 3 月に外部有識者による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。検証後速やかに本市公式WEB サイト上で公表する。

**⑥ 事業実施期間**

地域再生計画の認定の日から 2025 年 3 月 31 日まで

**6 計画期間**

地域再生計画の認定の日から 2025 年 3 月 31 日まで